

## フランスの1% Logement の事業展開と日本の居住保障への示唆

代 表 川田 菜穂子 (大分大学教育福祉科学部 講師)

### [ 研究報告要旨 ]

本研究は、フランスの1% Logement 制度の運用実態を把握し、その意義と課題を明らかにするところから、わが国の居住保障のあり方を検討するものである。同制度は、一定数以上の従業員を擁する民間企業の雇用主に、給与総額の一定割合を拠出することを法的に義務づけ、それによって住宅供給における民間の社会投資を図るものである。その名称は2007年に Action Logement へと変更された。

統計資料や関連団体が発行する報告書の分析、現地における関連団体へのヒアリングから、同制度による事業展開とフランス住宅政策における位置づけの変遷を明らかにした。また近年、同制度のなかでも重視されている賃貸借保証の制度に着目し、その運営や利用の実態を把握した。おもな知見は以下のとおりである。

- ・ Action Logement 制度は、公民パートナーシップを特徴とするフランス住宅政策において、資金の提供という側面においても、アフォーダブル住宅や住宅援助サービスの供給主体としても、重要な役割を担ってきた。その運営や事業展開は、中央政府の強いコントロールのもとにあり、近年その傾向が顕著になっている。
- ・ 高い失業率に象徴される雇用不安、移民の貧困、住宅価格・家賃の高騰と供給量の不足に起因する住宅難などを背景に、事業内容と援助対象の多様化が図られている。事業内容は、住宅建設融資の他、社会住宅の供給、都市再生事業の他、個人を対象とした住宅手当、賃貸住宅の保証など多岐にわたる。同制度の援助対象は、拠出企業の勤労者のみならず、季節労働者や求職者、退職者等に拡大している。
- ・ 賃貸借における保証制度には、初期費用の無利子貸与や未払家賃の保証を行う LOCA-PASS、低所得者向けの家賃未払保険である賃貸借リスク保証 GRL などがある。近年では財源や運用面での問題から、LOCA-PASS を縮小し、GRL を普及させる対策をとっている。家賃保証制度を利用する者の多くは、若者や移民であり、低所得層の居住保障において、重要な役割を担っている。

これら Action Logement 制度による取り組みは、公民パートナーシップを課題とする日本の住宅政策、居住保障のあり方を検討するうえで、有意義な示唆を与えるものである。